

ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者と定義されています。

(「子ども・若者育成支援推進法」令和6年6月改正)

 ヤングケアラーの例としては下記のようなことが挙げられます。 



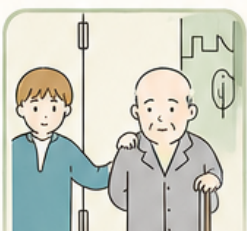
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

家族やおうちの手伝いをすること自体は何ら悪いことではありません。

しかし、子どもの健やかな成長・発達に必要な時間を取ることが出来ず、学校生活や友人関係、進路・就職などに影響が生じたりするようであれば注意が必要です。

ケアとお手伝いの違いは

「選択できるかどうか」「いやと言ったら他の人が代わりにしてくれるか」がポイントになります。

「あの子・友達はヤングケアラーかも」「わたしはヤングケアラーかもしれない」と思ったら一人で抱え込まず、まずはご相談ください。

桂川町 こども家庭センター ひまわりの芽 にご相談ください。

電話番号

 0948-65-2201

受付時間

月曜日から金曜日(祝日・年末年始除く)
午前8時30分から午後5時15分まで